

2024

Vol.1-1

# 法改正 クイックレビュー

## 労働安全衛生規則の一部を改正する省令

公布日	令和6年4月25日厚生労働省令第79号
施行日	令和6年7月1日 令和7年1月1日 令和8年7月1日

### ■改正のポイント

近年のDX化の推進を踏まえ、以下の措置が講じられます。

- ① 新規化学物質の有害性の調査の結果等の届出及び確認の申請の原則電子化
- ② 新規化学物質の名称公表方法の変更(官報への掲載からインターネットの利用その他の適切な方法に変更)

### 概要

令和6年4月25日に、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第79号。以下「改正省令」といいます。)が公布され、令和6年7月1日から順次施行されます。

改正省令は、近年のDX化の推進を踏まえたものであり、今回の改正により、新規化学物質の有害性の調査の結果等の届出及び確認の申請について、電子申請を原則とする仕組

みへと見直すとともに、従来、官報公示により行っていた新規化学物質の名称の公表をインターネットの利用その他の適切な方法により行うこととされました。パブリックコメントの意見募集時の概要資料によれば、改正省令の趣旨は、次のとおりとされています。

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の4第1項においては、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める基準に従って有害性の調査を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならないこととされており、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第34条の4において、届出に必要な書面を定めている。
- また、法第57条の4第1項ただし書きの規定に基づき、同項第1号又は第2号の規定に基づく厚生労働大臣の確認を受けた場合、又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条の4の規定に基づく厚生労働大臣の確認を受けた場合には、法第57条の4第1項の届出は不要とされているところ、安衛則第34条の5、第34条の8又は第34条の10において、確認の申請に必要な書面を定めている。加えて、安衛則第34条の5の規定に基づく厚生労働大臣の確認を受けた事業者は、同条の申請書又は書面に記載された事項に変更が生じたときは、安衛則第34条の6の規定に基づき、遅滞なく、文書で、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。
- 法第57条の4第1項の規定による届出があった場合には、同条第3項の規定に基づき、届出があった新規化学物質の名称を公表することとされており、安衛則第34条の14第2項において、当該公表は、3月以内ごとに1回、定期に、官報に掲載することにより行うこととされている。
- 今般、近年のDX化の推進を踏まえ、これらの届出及び申請について、電子申請を原則とする仕組みへ見直すとともに、従来、官報公示により行っていた新規化学物質の名称の公表をインターネットの利用その他の適切な方法により行うこととするため、安衛則について、所要の改正を行う。

出所： e-Gov パブリックコメント概要資料

上記の趣旨により公布された改正省令の概要は、次のとおりです。

(1) 新規化学物質の有害性の調査の結果等の届出及び確認の申請の原則電子化

(令和8年7月1日施行)

労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます。）第34条の4に基づく届出並びに第34条の5、第34条の6、第34条の8及び第34条の10に基づく確認の申請については、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うこととされます。ただし、電子情報処理組織による届出又は申請が著しく困難な場合は、引き続き、書面での届出又は申請を行うことができ

ることとされます。

(2) 新規化学物質の名称公表方法の変更（令和6年7月1日施行）

安衛則第34条の14第2項の規定による新規化学物質の名称の公表は、3か月以内ごとに1回、定期的に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表することとされます。

(3) その他（令和7年1月1日、令和8年7月1日施行）

その他所要の改正を行うほか、改正省令附則第2項では、準備行為として、令和7年1月1日以降、改正後の安衛則（以下「新安衛則」といいます。）第34条の4に規定する届出又は第34条の5、第34条の6、第34条の8若しくは第34条の10に規定する確認の申請をしようとする者は、改正省令の施行日（令和8年7月1日）前においても、これらの規定の例により、その届出又は申請を行うことができる旨が規定されています。

※上記の改正省令の概要は、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」（令和6年4月25日付け基発 0425 第1号 厚生労働省労働基準局長通知）の内容をもとに、筆者が作成したものです。